

# 令和5年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導【資料5】

令和5年12月27日

関係指定障害児通所支援事業所代表者 様

鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課長

多機能型事業所における障害福祉サービス等報酬の定員規模別単価  
の取扱いについて(通知)

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃から御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、児童発達支援と放課後等デイサービスを行う「多機能型事業所」の障害福祉サービス等報酬について、定員規模別単価の誤りにより過大請求となった事例が発生しました。

多機能型事業所を運営する事業者におかれましては、別紙「多機能型事業所における定員規模別単価について」を御確認いただき、障害福祉サービス等報酬の請求に当たっては、十分留意くださるようお願いいたします。

なお、これまでの報酬請求に誤りがあることが判明した場合に係る過誤調整等については、各市町村障害福祉担当課へ相談くださるよう併せてお願いいたします。

(問合せ先)

鹿児島県くらし保健福祉部

障害福祉課施設支援係

TEL：099-286-2749 (直通)

E-mail：s-shisetsu@pref.kagoshima.lg.jp

## 多機能型事業所における「定員規模別単価」について

多機能型事業所については、指定サービスを組み合わせた事業者の員数等の特例（※）の有無により、定員規模別単価の区分が異なるため、報酬算定に当たっては、十分留意してください。定員規模別単価の考え方に不明な点がある場合は、指定権者へ（※）お問い合わせください（※裏面参照）。

|                             |                           | 「児」 + 「児」の多機能型                      |               | 「児」 + 「者」の多機能型                      |          |
|-----------------------------|---------------------------|-------------------------------------|---------------|-------------------------------------|----------|
|                             |                           | 例 1                                 |               | 例 2                                 |          |
| 種別→<br>定員→                  | 重症心身障害児以外に支援を行う事業所        | 児童発達支援<br>(センター以外)<br>10人           |               | 重症心身障害児以外に支援を行う事業所                  |          |
|                             | 児童発達支援<br>(センター以外)<br>10人 | 放課後等デイサービス<br>10人                   |               | 放課後等デイサービス※<br>10人                  |          |
| 従業員等の<br>『特例による』多機能型事業所     | 従業員等の配置                   | ← 兼務 →<br>(児童指導員等)                  | 務 →           | ← 兼務 →<br>(常勤の従業者)                  | 務 →      |
|                             | 定員規模別単価の区分                | 11人以上20人以下の場合                       | 11人以上20人以下の場合 | 11人以上20人以下の場合                       | 20人以下の場合 |
| 従業員等の員数等<br>の『特例による』多機能型事業所 | 従業員等の配置                   | 専従                                  | 専従            | 専従                                  | 専従       |
|                             | 定員規模別単価の区分                | 10人以下の場合                            | 10人以下の場合      | 10人以下の場合                            | 10人以下の場合 |
| 従業員等の員数等<br>のない』多機能型事業所     | 従業員等の配置                   | 専従                                  | 専従            | 専従                                  | 専従       |
|                             | 定員規模別単価の区分                | 10人以下の場合                            | 10人以下の場合      | 10人以下の場合                            | 10人以下の場合 |
|                             |                           | 複数のサービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定する。 |               | 複数のサービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定する。 |          |
|                             |                           | それぞれのサービスの利用定員の規模に応じて報酬を算定する。       |               | それぞれのサービスの利用定員の規模に応じて報酬を算定する。       |          |
|                             |                           | それぞれのサービスの利用定員の規模に応じて報酬を算定する。       |               | それぞれのサービスの利用定員の規模に応じて報酬を算定する。       |          |
|                             |                           | それぞれのサービスの利用定員の規模に応じて報酬を算定する。       |               | それぞれのサービスの利用定員の規模に応じて報酬を算定する。       |          |
|                             |                           | それぞれのサービスの利用定員の規模に応じて報酬を算定する。       |               | それぞれのサービスの利用定員の規模に応じて報酬を算定する。       |          |
|                             |                           | それぞれのサービスの利用定員の規模に応じて報酬を算定する。       |               | それぞれのサービスの利用定員の規模に応じて報酬を算定する。       |          |

「児」：児童福祉法に基づく指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援の事業

「者」：障害者総合支援法に基づく指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練、生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援（A型、B型）の事業

○「児」＋「児」の多機能型：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日付け障害0330第16号）第2-1-1-(4)

② 多機能型事業所（③の適用を受けるものを除く。）については、当該多機能型事業所等として実施する複数の指定通所支援又は障害福祉サービスの利用定員の合計数を算定した場合の報酬を算定するものとする。

③ 多機能型事業所のうち指定通所基準第80条に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。

※従業者の員数に関する特例：指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所については、当該多機能型事業所の職務に専従するものとし、各指定通所支援事業所ごとに配置とされる従業者間での兼務を可能としたものである（指定通所支援基準解釈通知第8-1-1-(1) 第80条関係）

○「児」＋「者」の多機能型：障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日付け障害第1031001号）第2-1-1-(6)

② 多機能型事業所（③の適用を受けるものを除く。）〈中略〉については、当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス〈中略〉の利用定員の合計数を算定する場合の報酬を算定するものとする。

③ 多機能型事業所等のうち指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型による指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型指定児童発達支援事業所等」という。）の事業を行うものであって、同項に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所について多機能型指定児童発達支援事業所等に係る利用定員と当該多機能型指定児童発達支援事業に係る利用定員を除く多機能型事業所の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。

※常勤の従業者の員数の特例：利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所において、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき常勤の従業者の員数にかかわらず、1人以上とすること（指定障害福祉サービス基準解釈通知第16-1-1-(1) 第215条第1項関係）

【各指定権者の問合せ先】

※ 鹿児島市所在の事業所は、鹿児島市健康福祉局福祉部障害福祉課（電話099-216-1272）へお問い合わせください。

| 名称                           | 所在地                           | 電話番号                | 管轄区域                         |
|------------------------------|-------------------------------|---------------------|------------------------------|
| 鹿児島地域振興局保健福祉環境部<br>地域保健福祉課   | 〒899-2501<br>日置市伊集院町下谷口1960-1 | 099-272-6301（内線122） | 日置市、いちき串木野市、<br>鹿児島郡         |
| 南薩地域振興局保健福祉環境部<br>地域保健福祉課    | 〒897-0001<br>南さつま市加世田村原2丁目1-1 | 0993-53-8001        | 枕崎市、指宿市、南九州市、<br>南さつま市       |
| 北薩地域振興局保健福祉環境部<br>地域保健福祉課    | 〒895-0041<br>薩摩川内市隈之城町228-1   | 0996-23-3166（内線222） | 阿久根市、出水市、薩摩川内市、<br>薩摩郡、出水郡   |
| 始良・伊佐地域振興局<br>保健福祉環境部地域保健福祉課 | 〒899-5512<br>霧島市隼人町永松3320-16  | 0995-44-7964        | 霧島市、伊佐市、始良市、<br>始良郡          |
| 大隅地域振興局保健福祉環境部<br>地域保健福祉課    | 〒893-0011<br>鹿屋市打馬2丁目16-6     | 0994-52-2124        | 鹿屋市、垂水市、曾於市、<br>志布志市、曾於郡、肝属郡 |
| 熊毛支庁保健福祉環境部<br>地域保健福祉課       | 〒891-3192<br>西之表市西之表7590      | 0997-22-1830        | 西之表市、熊毛郡                     |
| 大島支庁保健福祉環境部<br>地域保健福祉課       | 〒894-8501<br>奄美市名瀬永田町17-3     | 0997-57-7243        | 奄美市、大島郡                      |